

縣は次に林業の進歩發達を企圖せしむるに明治三十年度より縣費を支出し私有林に對する補助獎勵の方法を設け或は林業巡回教師を置き或は縣内各地に講話會を開設する等益々林業の鼓吹に努めたる效果空しからず爾來林業思想は著しく發達し殖林面積は年々倍加するの盛況を見るに至り尙去三十五年度より多額の縣費を投じて森林調査員を置き縣下主要なる河川流域に屬する民有林野伐畑等を普く調査し茲に營林及治水上の方針を確立し爾來之に基きて開墾の禁止或は造林命令等の實行中に屬せり今前記民有林補助の成績を擧ぐれば左の如し

民有林補助成績

年	度	植栽樹苗數	植栽面積	補助金
三十	一年	四八三五五	一四〇四八・四	四六七四九三
三十	二年	一一四二二〇〇	一三八六六・〇	六八五五一〇
三十	三年	一一五三七六一	一三八・三三・五	一、二六二五三〇
三十	四年	一一二二四五三	一五三〇四・二	一、二二二、九五四
三十	五年	一九四三六四〇	二三四六三・三	一、一八七、二〇一

三十	五年	三〇五三、二七二	四三、六五三・三	六四八四、九三〇
計		九、八九七、八九二	一、三、七七七、〇〇六	六三、〇一五、六〇八

縣下公有山林は其面積六萬餘町歩を有し而も荒廢の程度亦激甚なりしに於て之が保護監督の方法に就ても一層嚴密ならしめんことを期し去る明治三十六年に於て公有山林取締規程を設け一般に造林を命じ特別の事情あるものに限り之を免除することとし爾來林野の整理に着手し傍ら明治三十八年度より戰時紀念林設置獎勵の目的を以て公共團體の造林に對し補助金を交付し今尙繼續施行中に屬せり而して其成績を掲ぐれば左表の如し

公共團體造林補助成績

年	次	植栽樹苗數	植栽面積	補助金
三十	八年	二、〇一五、三二五	五、一七五、〇〇〇	二、九九九、八九〇
三十	九年	二、四一六、四三三	三、三九五、〇〇〇	二、九九九、九三四
四十	一年	二、一六五、四一四	四、三六四、八一九	三、〇〇〇、〇〇〇



五、商工業

本縣の商工業は陸に鐵道の敷設なく海に良好の港灣乏しきを以て貨物の運搬遲滞し運賃高價に上り尙一般に勞銀高價なるを以て從來原料の特に豊富なるもの外は發達せざるの狀況なり然れども縣營水力電氣事業完成し低廉なる動力を供給し又他年鐵道開通の便を得るに至らば商工業も亦好況に向ひ漸次發達の機運に遭遇する期あるへし今重要な工産物に付左に其梗概を掲ぐ

紙

紙は一箇年の産額約二百七十萬圓にして縣下工産物の首位を占む其産地は各郡市に亘り就中吾川高岡の二郡最盛なり種類は三十餘種にして典具帖コッピ紙及薄柳紙は海外に輸出せられ其額約二十五萬圓なり抑本縣に於ける製紙の起源は推古天皇の御宇僧曇徴の始めし所なるか如く其後延喜式の御用品として獻上せしことあり國主山内氏は國中に令して楮の栽培を爲さしめ又製紙の販路擴張を圖る等諸種の方法を以て紙業を奨励し爲に國內に普及す維新後は需用益多く産額亦増加せり明治十八年當業者相謀りて高知縣紙業組合を組織せしに模未た

熱せず遂に二十二年を以て解散するに至りしが更に二十九年土佐紙業組合を組織し爾來奨励保護及取締を行ひ斯業の發達を助けしこと少からず而して輸出紙は十八年に海外諸國に見本を送り二十年に神戸に於ける米國商館に販賣を試みしより爾來盛況に向へり

生絲

生絲は原料豊富にして其産額年年約百五十萬圓に及び産地は縣下に普く就中高岡郡最多し海外に輸出するものは約二割なり維新以降斯業を奨励せし事項の主要なるものを擧ぐれば明治六年には大政官の諭達に基きて生絲改良會社の設立を爲さしめ二十四年より三十年迄は製絲の傳習所を設置する者に補助を與へ三十二年より三十五年迄は機械製絲場の設立を勧め之に總額二萬圓を補助し其工場十一箇所益數七百三十箇に達し製絲業は急劇に發達せり三十五年以降は製絲の品質を統一し且改良するの必要を認め製絲巡回教師を置き三十八年よりは機械生絲検査所を蠶絲業組合に設けしめ其費用を補助し且検査の成績良好の品に對しては奨励金を交付し品質年年佳良に向へり三十九年よりは坐繰生絲遠慮操



生絲の揚返しを完全にし品質を改良せしむるの目的を以て揚返所の設立を獎勵し爾來續續其設立を見るに至れり

製茶

製茶は近年米國に於ける商況不振の爲め産額減少せしと雖も由來本縣は野生の茶樹頗る多きを以て一朝販路の開くるに至らば産額直ちに増加すべし現時其種類は紅茶綠茶其他數種にして就中紅茶は明治十年勸農局が本縣に於て試製を爲し十一年及十二年には傳習所を開設し十三年には製造及販賣の目的を以て縣下の有志者相結合し混々社なるものを設立して資金を資金に融通し以て同社の發達を助け一時盛に營業せり三十七年には露國に試賣せんとし將に發せんとするに方り販路開け轉じて之を滿洲シドニーに試賣し三十九年には滿洲に販路を開き本年に於ては滿洲及露國に輸出の目的を以て會社設立中なり磚茶烏龍茶は三十年に茶業組合より委員を支那及臺灣に派遣して傳習を受けしめ三十二年に遂り始めて之を製造せり其後重て傳習生を派遣し又は海外に委員を派遣し販路の開きを爲す等益新業の發達に努め居れり

六、水産

本縣は沿岸線約百里に達し黒潮常に沿岸を流るを以て各種の魚族饒多にして漁獲物年額約二百二十萬圓製造物約百萬圓に上る而して漁獲物の主なるものは鯉鮪鰯鱈鰒及珊瑚等にして製造物の主なるものは煙節鮪節鰯美乾鰯等なりとす營業者明治三十二年に於て同業組合を組織し爾來斯業の改良發達を圖り又縣に於ても三十二年より二箇年間巡回教師を置き三十四年以降水産試験場を設置し年々各種の試験を施行し獎勵に努め居れば將來益發達するに至るべし今其主要なるものを就き左に梗概を掲ぐ

鯉

鯉は漁獲高一箇年約八十萬圓に上り漁業中の首位を占め煙節は其價格六十萬圓に達し製造業中の首位を占む煙漁業創始の年代は詳ならずと雖も今より凡そ三百六十年前紀伊の人に依りて傳へられたるものゝ如し又煙節は藩政時代に於て藩生より幕府へ献上の品たりしを以て其製造及漁業に付藩廳より資金を融通し製品の検査を行ひし爲事業盛大に趣き品質亦改良せられ土佐節の名聲を發揚す



るに至れり然るに維新後は右の保護及取締廢せられ斯業一時退歩の傾ありしも一般需用の増加に伴ひ更に進歩の域に向ひ殊に餌取用の二艘張網を四ツ張網に改め、鯨活洲の胴桶を廢して漁船の一部に其室を作り、大帆に加ふるに艦帆矢帆を以てし、鯨釣の漁法に加ふるに鯨大廻し網の發明を以てせし等漁業上に於て數多改良を圖りし爲、漁獲益増加し製造亦盛大なるに至れり

鮪

鮪は一箇年漁獲高約十五萬圓に上り、鮪節、鹽鮪の製造價格約六萬圓に達す、漁法は一本釣、大敷網及延繩等にして漁獲逐年増加の狀況なり

鰯

鰯は沿海到る所に産し其額年年約三十萬圓に上り製造物價格約二十萬圓に達せり、漁法の主なるものは地曳網、縛り網、八田網、棒受網、揚繰網、瓢曳網及緒口網にして製造法の主なるものを煮乾、素乾、鹽乾及節とす、就中節は明治二十七年頃の創始に發り、其製造は全國中本縣を以て嚆矢と爲すが如し

鮭

鮭は従前主として建網を以て漁せしが明治三十年に宮崎縣より鮭大敷網を移し之を高岡郡に於て敷設せしに一網にして十餘萬圓の豐漁ありしより各地就ふて敷設するに至り、近時産額を著しく増加し一箇年年約二十五萬圓を算す

鱈

鱈は一箇年漁獲高六七萬圓、其の製造物價格約二萬圓にして製造法の主なるものを鹽漬及節とす、米國に於ては鹽漬の需用多きを以て農商務省の指示に従ひ他の府縣と共に一定の製造を爲し、現に試賣中に屬せり

鯨

鯨は本縣の特産物にして、之を捕獲するには従來網を以てし、産額毎獲期二十頭内外價額五六萬圓なりしが、昨年より銃殺法を行ふ者あるに至り、其成績頗る良好なるより同漁業者續續増加し、一獲期中僅少の日子に於て頭數約三百、價額二十五萬圓に達せり而して本縣に於て初めて鯨を獲獲せむは天正十九年にして、此鯨は當時の國主長曾我部氏より形の儘にて豊臣氏に獻上したりと云ふ、其後山内氏の時代に於て捕鯨業に特別の保護を與へて之を経營せしめ、維新以後尙繼續し以て現



珊瑚

珊瑚も亦本縣の特産物にして、其産額毎年約二十五萬圓に上る探採場は安藝郡室戸岬及幡多郡蹠陀岬沖合にして、夏期盛漁の頃は探採船數百艘に上り頗る賑盛なる光景なり、藩政の頃には在りては探採を禁せし爲竊に之を採取するに過ぎざりしが、維新以後は各地の漁民競ふて探採し現に兩漁場共盛況なり漁具は初は桁を付したる網なりしが近來は桁を廢し網束を用ふることとなれり、販路は内國用に供するものありと雖も主に伊太利に輸出し居れり

鰯

鰯は清國向輸出品にして一箇年の産額約二萬圓なり、藩政以前に在りては産額甚だ僅少なりしが、維新以後島賊夜焚漁法盛なるに至りしより漸次増加せり

七、金融機關

本縣に於ける銀行は普通三貯蓄二農工一あり、何れも基礎鞏固にして信用あり、各銀行の資本金及事業の概要を掲ぐれば左の如し

種別	普通	通貯	蓄農	工
資本金	× 一、九〇〇、〇〇〇	× 一、〇〇〇、〇〇〇	× 四三〇、〇〇〇	× 四三〇、〇〇〇
積立金	二〇〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	九九三、〇〇〇	九九三、〇〇〇
預り金	三三二、一六七九	四七五、三三〇	四九一、六五	四九一、六五
貯蓄預り金		二二七、九七五七		
貸付金	三三二〇、二〇七五	五九五、二四五		四二八、六三八

○資本金の部×印を附せるは拂込済額なり

八、道路改修

明治十九年以降縣費を以て道路の改修を企畫せるもの國道二線縣道九線にして、其總延長百三十餘里に及び明治四十一年度を以て全部竣成の豫定なり、尙詳細は交通の部に掲記せるを以て此處には之を贅せず

九、港灣浚渫及埋立

浦戸港は波濤の爲浚渫するを以て、工費一萬數千圓を投じて、年年浚渫し、尙港内に於ける浚渫土砂を投棄する爲港内土佐郡潮江村棧橋附近に於て去三十九年度よ



り向五箇年間に竣功の豫定を以て埋立事業施行中なるが、此埋立面坪は六千四百五十坪にして工費三萬八千四百餘圓なり

十、水力電気事業

各種事業の原動力を廉價に供給し、縣下産業の振興を促し公益を増進する爲、縣費を以て水力電気事業を經營し長岡郡新改村に於ける雨喜峰疎水を利用し、有效の落差六百呎を以て同村平山に發電所を設け、延長十餘里の輸送線路を経て土佐郡江の口町なる變壓所より高知市附近の各町村に馬力一千の電力を供給せんとす。本事業は元三箇年の繼續事業として經費二十六萬二千圓を投じ、電力五百馬力を供給するの目的を以て計畫せられしも、偶日露戰役起るに會し一般經費の節約を圖るの必要に迫られ、繰延の已を得ざるに至りしが、平和克復後明治三十九年度に至り初めて其工事に着手せり、然るに戰後に於ける縣下産業界の大勢は到底既定の五百馬力を以て需用を充たす能はざるべきを認め、供給馬力を一千に増加せんが爲、前後兩度に三十九萬二千圓の縣債を募集し、今四十一年末を以て全部竣成を告ぐるの豫定なり

第三章 兵事宗教

陸軍

明治元年東征の役に於て藩の士卒は伏見、甲州、野州、會津、奥羽等の各地に轉戦し戦死する者九十餘名に及び、同五年徵兵令の發布せらるゝや本縣は廣島鎮西十九年第五師團となるの管轄に屬し、同十年西南の役に従ひ陣歿せる者五十餘名、日清戰役には韓國牙山平壤等の方面に向ひ戦死せる者二百三十餘名に達せり、後第十一師團の新設せらるゝと共に之が管轄に移され、日露戰役に當りては清國旅順、遼陽、奉天等の各地に轉戦し戦死する者殆ど二千名の多きに及び、殊に旅順要塞の攻撃に際しては所屬聯隊最難局に當り、頗る多數の戦死者を出せり。步兵第四十四聯隊は土佐郡朝倉村に在りて去る三十年の設置に係り、高知聯隊區司令部は高知市に在りて同二十九年の設置に係る、今最近五箇年間の徵募兵數を見るに左の如し



年次	壯丁人員	徵募人員	
		現役	補充
三十五年	五八九五	七四二	五九八
三十六年	四四二六	六八六	四六五
三十七年	五四七七	一三二七	二二一五
三十八年	六九三四	一一三三	三三二七
三十九年	七〇一〇	一一〇四	二九五九

海軍  
明治二十二年海軍志願兵の徵募區を定められ本縣は吳鎮守府の管轄に屬し以て今日に至る左に明治三十五年以來の採用人員を掲ぐ

年次	採用人員
三十五年	二五
三十六年	三
三十七年	四一
三十八年	三十八
三十九年	四十一
合計	七九

二、宗教

本縣神社は國幣中社一官祭招魂社一縣社十郷社二百七村社一千三百五十九無格

社四千六百十七合計六千九百九十三にして國幣中社は土佐神社と稱し土佐郡一宮村にあり明治三十七年八月古社寺保存法の規定に依りて特別保護建造物の一となり又縣社は明治四十年四月悉く神饌幣帛料を供進し得べき神社に指定せらる寺院は天台宗五眞言宗三十四淨土宗十六臨濟宗二十六曹洞宗二十眞宗五十五日蓮宗二十合計百七十六にして明治三十七年八月特別保護建造物の資格を得たるもの眞言宗に二箇寺あり一は長岡郡五臺山村竹林寺境内文珠堂にして神龜元年僧行基之を開創し一は同郡國分村國分寺境内金堂にして永祿元年九月の造營に係る  
佛堂は其總數千八十四にして就中長岡郡西豐永村に於ける藥師堂は神龜元年僧行基之を開基し明治三十七年八月特別保護建造物の一に加へられたり  
説教所は神道説教所六十三佛道説教所七にして耶蘇教會堂は九なりとす

第四章 警察

一、警察區劃



本縣警察區劃は置縣以來幾多の變遷を經明治三十八年十二月に至り縣下を通じて八警察署七分署に區劃せられたり而して各署管内を二百五十五の受持區に分ち各巡查を配置し警察事務に従事せしめ居れり其配置定員及派出所駐在所數は左の如し

派出所	派出所		駐在所	職	
	派出所	派出所		警視部	巡查員
七	七	二	一七三	一	二四
					三六二
					三八七

尙前掲定員巡查の郡市別及巡查一人に對する人口左の如し

郡市	別	巡查定員	人口	巡查一人に對する人口
郡	部	四八	三六〇〇一	七五〇
市	部	三一四	六一七、二〇八	一九六六
計	部	三六二	六五三、二〇九	一八〇四

犯罪件數及檢舉

最近三箇年間に於ける犯罪數は左記の通にして重輕罪に於て三十七年に多く三十八年以降減少の傾向あるは、日露開戦の結果一時細民の生活狀態困難に陥りしも、三十八年に至り、平和克復後細民各其職を得生活狀態に於て餘裕を生ずるに至りたるに起因するものゝ如し

犯罪件數及檢舉數

年別	受理件數			計	檢舉件數			計
	重罪	輕罪	違警罪		重罪	輕罪	違警罪	
三十七年	九八	四、八四六	四、〇一八	八、九六二	九四	二、一七六	四、〇一八	六、二八八
三十八年	八九	三、八一六	二、三八九	六、二九六	七八	一、六五〇	二、三八九	四、一七
三十九年	九一	三、六一七	二、六七九	六、三八七	五七	一、六八八	二、六七九	四、四二四

犯罪中財産に對するもの最多數を占む、其被害及檢舉の歩合は左の如し

財産に關するもの



年 別	被 害		検 査		舉 額	
	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額
三十七年	四〇七三	四三〇二七四 <sup>四</sup> 二八	一四三六	二〇〇七〇二八 <sup>四</sup> 五	二〇〇七〇二八 <sup>四</sup> 五	二〇〇七〇二八 <sup>四</sup> 五
三十八年	三二七七	四一四四五六一	一〇七五	一一八七五三七	一一八七五三七	一一八七五三七
三十九年	二八二三	三七七二七二 <sup>三</sup> 三七	一〇四〇	一二〇一八〇四六	一二〇一八〇四六	一二〇一八〇四六

三、行政警察

風俗警察

最近三箇年間に於ける風俗取締に關する營業者其他の數は左の如し  
 貸座敷 娼妓 其他

年 別	貸座敷	娼 妓	藝 妓	飲食店	料理屋	合 計
三十七年	五〇	二二三	三五二	二九〇	三三	九四八
三十八年	五二	二二三	三七〇	三五八	三三	一〇三四
三十九年	五四	二五六	四四九	三七七	二七	一、一六三

賭博及密賣淫

年 別	賭	博	密 賣	淫 合	計
三十七年		二二〇		一六八	三八八
三十八年		二〇六		七五	二八一
三十九年		二七〇		七〇	三四〇

交通警察

本縣は東西北の三面は峻岳高嶺を以て圍繞せられ他府縣との交通連絡不完全なるを以て旅人の往來頻繁ならず爲に交通警察に關する營業者も比較的少く且年々著しき異動なし

年 別	種 別				合 計
	人 力	車 馬	車 電	車	
三十七年	一六七七		二二	一〇	一七〇九
三十八年	一七四四		四四	二〇	一八〇八
三十九年	一八三二		七三	二〇	一九二五

營業警察

第四章 警察



警察取締に属する諸營業者中重なる數は別表の如し

取締諸營業

年別	古物	商賣	屋宿	屋合	計
三十七年	一、四五三		三六五	一、八二八	三、六四六
三十八年	一、七四一		三七一	一、七三四	三、八四六
三十九年	一、七七七		三八九	一、六九六	三、八六二

火災警察

消防設備は未だ普及するに至らず、最近三箇年間に於ける火災及消防設備の状況左表の通にして火災の大多數は失火に基因す

火災及消防

年別	火			災			消防			失
	度	數	軒	坪	數	組	數	消防	夫	
三十七年	一六〇		四二八	五七二	七八	七			四四七	

三十八年	一三九		三五八	三、七五六	二二	七			四五九
三十九年	九三		一八八	二、一七二	六	七			四五六

衛生警察

縣下交通不便の爲め他府縣より傳染病毒の侵入を受けること尠きも、赤痢病、腸窒、扶斯、實扶的里亞の如きは、近年多少患者の發生を見ざるることなし。現在市町村傳染病院の數は五十六にして、隔離病舎は百三十一なり、今最近三箇年間の傳染病患者を表示せば左の如し

傳染病患者數

年別	赤痢		腸窒		扶斯		痘		瘡		實扶的里亞		計
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	
三十七年	三〇二	四四	四六	一八	一		六八	一五	四一七	七	七	七	七
三十八年	二八六	三七	三三	九	五		一一四	二九	四三八	七	八	七	七
三十九年	二二二	三四	一三九	三			一五九	三四	五三〇	九	九	九	九

衛生上の取締に關する業體の多くは逐年増加するの傾向あり、最近三箇年間に於



ける重なる業種左表の如し  
衛生諸業種

五〇

年別	醫師	藥劑師	藥種商	製藥商	營業者數	產婆	看護婦	治験業者	治験業者
三十七年	六六九	九	六〇〇	一一一	二、六〇六	二五七	五一	七四	一八四
三十八年	六五五	一一	五八七	一一二	二、五六九	二六三	六四	七三	一八一
三十九年	六三六	二三	五六三	一四二	二、四七五	三七〇	七四	七九	一九三

第五章 經濟

一、縣費

最近十箇年間歳出決算額  
附明治三十九年度及四十年年度豫算額

年次	總金額	平均一戸當年	年次	總金額	平均一戸當年
二十九年度	三〇四、〇九五	二、四五六	三十年度	三五一、三一六	二、八三七

三十一年度	三八九、二〇五	三、一四三	三十六年度	六〇五、三五二	四、八八八
三十二年度	五二五、五六六	四、二四四	三十七年度	四三二、一九六	三、四八二
三十三年度	七二八、八八六	五、七四九	三十八年度	四六七、〇六六	三、七七二
三十四年度	六六一、五七五	五、三四二	三十九年度	六六六、五七一	五、三八三
三十五年度	六四一、二六九	五、一七八	四十年度	七七〇、六四〇	六、二二三

二、縣稅

最近十箇年間縣稅決算額  
附明治三十九年度及四十年年度豫算額

年次	總金額	平均一戸當年	年次	總金額	平均一戸當年
二十九年度	二六六、四九七	二、一五二	三十五年度	五八一、九八五	四、七〇〇
三十年度	三〇〇、八四七	二、四二九	三十六年度	四八三、八一三	三、九〇七
三十一年度	三二九、八二九	二、六六三	三十七年度	三四七、一一五	二、八〇三
三十二年度	五二〇、一一〇	四、一一九	三十八年度	三九六、六四八	三、二二七
三十三年度	五三三、六六七	四、三二九	三十九年度	四二七、二六九	三、四五〇
三十四年度	五五〇、八六〇	四、四四八	四十年度	五四〇、二二二	四、三六二



### 第六章 郡市町村行政

#### 一、土木

明治十九年の頃時の縣令田邊良顯深く本縣の交通不便なるを慨し萬難を排して高知市より香川縣琴平町に通ずる國道第三十二號線の開鑿を斷行せしより縣内に到る處交通機關整備の必要を認め郡市町村に於て道路の改修を企畫するもの頗る多く爾來今日迄に竣功を告げたるもの實に百餘里に及べり此他尙近來水路開鑿橋梁架設堤防修築及公園設置等各種事業の實施を爲せるもの亦敢て抄しとせず

#### 二、勸業

實業に就ては各地農事の改良に最能く意を用ひ町村農會を補助して間接に之が獎勵をなすの外尙種肥共同購入害鳥蟲の驅除豫防桑樹の改良雜蠶共同飼育及果樹栽培等の勸誘に力を致し又林業に就ても近來多數の郡町村に於て其在來の有地に對し若は不要存置國有山林の拂下を受け之に松檜其他の樹苗を栽植して

一般に植林の範を示し兼て基本財産の造成を圖れり而して爾餘の各業に至りては現時郡市町村として其改良發達に努めつゝあるもの極めて夥し

#### 三、教育

普通教育に就ては既に前編文教の部に於て其概要を掲記せるを以て此に之を再掲せざるべし然れども一般町村に於ける青年會夜學會等特殊團體の施設に至りては其概況を記するの要あり是等團體に於ては或は會員の出資に依り或は村費其他の補助を受け學術の研究並諸種生産的事業の實施獎勵等に意を用ひ直接又は間接に自治の發展に資するもの多し就中幡多郡山奈村青年會の如き特に他の範となすに足る者あり會員凡そ二百名小學校卒業の少壯者を網羅して會員とも名望ある郷の先輩をして之を贊助せしめ三十四年を以て設立せり當時名づけて山奈村徒弟團といひしが後今の名に改む創立以來夜學會を開くこと毎週二回學科は國語算術修身農業の四科となし講師は之れを小學校教員に囑託し一切の經費は總て會員之を自辨し唯講師の報酬のみは補助を受け會場には茅屋を借受け板の間に鏡を置き其上に席又は古呉蓆を敷き小きカンテラの薄暗き下に各



自端座して講を聞くことを常とす、寒風凜烈の時は破壁の罅隙に藪、反古を填め、古新聞紙を貼り以て風雪を防ぐ質實簡易の状最も愛すべし、殊に平素の勤勉力行は實に其特色たり而て會員等は先づ村有地の借區をなして之に造林し、繼續事業として年年杉、扁柏の類を植栽せるが植栽宜しきを得手入れも亦周到にして何れも山林巡視官の賞讃を受けざる者なし、又年年田地若干を借區し、新式の農具を用ひて之に耕作を施し更に縣農事試験場の模範田及縣農會の試作田も之が耕作を引受け、一は農作の模範を示すを以て任となし、一は其收益を以て青年團體の基本財源に編入し各自孜孜として懈らず、又其事業として毎年一回の農作物品評會を開き近傍町村の農作物手藝品等を集めて之を品評し實業獎勵の一助とせり、或は毎年三名の實業視察員を他の郡府縣に派遣し或は孝子節婦其他善行者の表彰を爲すが如き會の行ふ所や其の多端なること此の如しと雖も經費は總て勤勞に依て得たる所を以て之を支辨し一も父兄を累はすことなし、即ち會の少壯者は相約して休業日の半日を休み半日は自ら耕作又は請負の仕事爲し、平日に在りても夜業として藪細工を爲し得る所の勞銀は總て之を融出して會の經費に充つ日露殿

役の際は團體員村内の各部落に出張し幻燈演說會を開きて人心の興振を圖り、且有志者より金員を募集し之を村兵事會に託して出征軍人の家族救護其他諸種後援の費に充てたり、少壯相和し相勵むの狀誠に情致の掬すべきものあり

四、衛生

衛生事務に關しては各市町村傳染病の豫防に能く力を致し、此他尙町村立病院、屠場並衛生組合等普通衛生上の施設に就ても亦見るべきもの尠なからず

五、經濟

最近十箇年間郡費決算額

附明治三十九年度及四十年年度豫算額

年 度	總 金 額	平均一郡當	平均一町村當
二十九年 度	五三三五四	七六三二	二七一
三十一年 度	五八五一四	八三五九	二九七
三十二年 度	七二八三二	一〇四〇五	三七〇
三十二年 度	九六〇六七	一二七二四	四八八



年次	總金額	平均一戶當	年次	總金額	平均一戶當
三十三年度	一五〇六三八	二二、五二〇	三十三年度	六九三九四	八、三九八
三十四年度	一八〇六八八	二五、八一三	三十四年度	七八五七七	九、四七九
三十五年度	一七三三五二	二四、七六五	三十五年度	六九一八四	八、一七一
三十六年度	一七二六三二	二四、五一九	三十六年度	六六八八三	八、四七一
三十七年度	二二、三〇三	三、〇四三			
三十八年度	二二、九二六	三、一三三			
三十九年度	三二、六九五	四、六七二			
四十年度	一七五、三八五	二五、〇五五			

最近十箇年間市費決算額

附明治三十九年度及四十年年度豫算額

年次	總金額	平均一戶當	年次	總金額	平均一戶當
二十九年度	二二、九九三	二、七〇八	二十九年度	二九、九八七	八、三九八
三十年度	二九、九八七	三、七〇六	三十年度	五四〇六〇	九、四七九
三十一年度	五四〇六〇	七、〇二六	三十一年度	五九、六八三	八、一七一
三十二年度	五九、六八三	七、四一〇	三十二年度		八、四七一

三十七年度	五四、五三九	六、七九〇	三十九年度	六五、〇三三	八、九〇〇
三十八年度	六〇、一六一	七、三〇六	四十年度	六六、五七六	九、一三三

最近十箇年間町村費決算額

附明治三十九年度及四十年年度豫算額

年次	總金額	平均一町村當	年次	總金額	平均一戶當
二十九年度	三六、二六五六	一、八四〇	二十九年度	四七、八二五六	三、二〇六
三十年度	四七、八二五六	二、四二八	三十年度	五八、〇一六九	三、九二六
三十一年度	五八、〇一六九	二、九四五	三十一年度	七四、三六六五	四、七六二
三十二年度	七四、三六六五	三、七七五	三十二年度	八七、七〇六九	六、一三三
三十三年度	八七、七〇六九	四、四五二	三十三年度	九七、四〇一〇	七、三三三
三十四年度	九七、四〇一〇	四、九四四	三十四年度	九、九七一〇七	八、一〇〇
三十五年度	九、九七一〇七	五、〇六一	三十五年度	一〇、一五、二七五	八、六三四
三十六年度	一〇、一五、二七五	五、一五四	三十六年度	七五、四五一	八、七二五
三十七年度	七五、四五一	三、八三〇	三十七年度	七四、五、四六九	六、五二六
三十八年度	七四、五、四六九	三、七八四	三十八年度		六、四六八



土佐紀要

三十九年度  
四十年年度

九七四三六〇  
九六二五七九

四、九四五  
四、八八六

八四五四  
八三五一

五八

市町村基本財産(其一)  
助産の部

郡市名	金	穀	公債	社債	株	券
安藝郡	一九一六四	一一一	六二五〇			七〇〇
香美郡	二七九二	六				
長門郡	一一一〇一		一一、五七〇			五一九〇
土佐郡	二二、七七七		一〇、〇〇〇			一一、三五〇
高川郡	一、三三七		一、四七五			二、三五〇
高岡郡	一八、三九九	三五六	六、三五〇			六、七六五
高多郡	二〇七	三〇一	一、九五〇			三、八四〇
高知市	七六三	七七四	三、七九五			二、七八四
合計	七八、四三〇					

市町村基本財産(其二)

不動産の部

郡市名	建物價格	田	畑	宅地	山地	山林	上記以外土地
安藝郡	四、六七三	四八	一七六	八三	三九、二四八	六〇	
香美郡	八〇〇	八三	一、四〇〇	一一八	七、一六二	五〇三	
長門郡	七三、〇六八	四	七二	一〇	二、一七七	四八	
土佐郡	一、八三〇	三七	一三四	一一	七、六九六	二一五	
高川郡	四、二九〇	四七	二、〇二二	五六	六、〇〇六	一、三六二	
高岡郡	六二二	二〇	一、一八六	二六	二、七〇二	一、五八	
高多郡	八五、二七三	一七三	二、三三三	五三	二、八九三	五	
高知市		四一一	七、三九二	三五七	三、七八、五四四	二、三五一	
合計							

六、模範村治績梗概

高岡郡吾桑村

吏員の恭儉

本村役場を視察するもの第一に感ずるは吏員に質素實直の風あることにして應

第六章 郡市町村行政

五九



接懇勸敢て誇張の言を弄せず、又器具其他の備品にても現時他の町村役場中往々外形の美を喜び競ひて品質の佳良なるを撰用しつゝあるに似ず、一として人目を惹くべき装飾を施せるもの無きは勿論書類に附せる表紙の如き、多くは反古製の粗品を使用せるを見る、此一事に徴するも以て村長等が能く儉約を守り、釐毫の微と雖も徒消せざるを想像するに足る。

村長の精勵

村長谷脇春馬は資性温厚にして公義の心篤く吏員の職に在ること既に十又餘年就職以來居常意を庶政の整善に注ぎ、百方公益の増進に努めて倦まざるは其實施の成績に徴して推認するに餘あり。村是として別に調査せるもの無しと雖も凡そ村治に關して意を用ひたる事項は總て之を記録して一括となし以て將來の參考に備へ居れり、就中村内山林の荒廢に委せるもの尠からざるを慨し、先づ公有山林に栽樹を行ひ以て一般に範を示し、兒童の造林思想を啓發すると同時に學校基本財産を増殖するの目的を以て樹苗園を設置せるが如き、日露開戦記念の爲村内各戸に勸めて栽樹を爲さしめ、且村と

しても亦土地を購入して記念林を造成せるが如き、養蠶業の發達を企圖して桑樹の改良蠶種の共同購入竝に蠶病豫防消毒の獎勵をなし、又馬匹改良の必要を認め、て仔馬品評會を開催すること數回に及べるが如き、村褒賞規程を定めて德行殊功の表彰に勵め、勤儉貯蓄組合及遊惰民戒諭申合規約を設けて村民に勤儉の美風を養成せしめつゝあるが如きは、現今他に多く其類例を見ざる處なるが、此他尙最近の沿續として部落有財産の統一、諸品評會の開設竝に村青年の指導等亦見るべきもの敢て少しとせず、今左に項を逐ふて其概況を載録せん。

部落有財産の統一

町村自治の振はざるは其原因多しと雖も主として人民團結心の鞏固ならざるに因るや論なし、而して人民團結心の鞏固ならざるは町村内に諸種財産を有する部落の存在する亦其一主因たり。抑縣下町村の多數は去る二十二年町村制實施の際數箇町村を合併したるものにして、當時其財産處分に對し周到なる注意を缺きし結果舊町村の財産は今日に至る迄尙部落有財産として存するに至れるものにして、該財産の統一を圖るは自治



の發展上頗る有利の事項に屬するや論を俟たずと雖も從來の沿革其他諸種の事情の存するが爲今日まで之が決行を認め得たるもの敢て多しとせず而して本村に於ても從來部落有財産頗る多く之が管理の爲には不尠手数を要し事務の繁雜を感ずること大じかりしかば、村長は曩に郡衙より熱心なる勸誘あるを機とし細さに財産の性質を勘へ沿革を究め以て之が統一の適法を案出するや先づ村内各部落に傳へて其總代人等を役場に會せしめ熱誠以て財産統一の必要を懇示し腹案を吐露して之に對する意見を叩きたるに、孰れも能く其趣旨を了得し敢て異議を唱ふるものなし、此に於て村會を招集し處分案を提出して直に其協賛を得たり、此舉や去る三十九年二月初旬に起して翌三月初旬に終り其間僅に一箇月にして由來何れの地方に在ても極めて難事となし之が決行の方法に困じめるに拘はらず能く民心に逆はず圓和迅速に統一の決定を了したる亦以て村長の衆望を得て事を成すに敏なるを察すべきなり、斯の如くにして既に統一整理の決定を了せる財産は土地三百八十八筆、八十四町八反餘歩に達し部落總數二十二の多きに及び、而して其統一整理の方法を見るに、四十一筆、一町九反餘歩は部落より直に之を

村に寄附せしめ二百三十六筆、八十町七反餘歩は從來使用收益權を有せる者に特賣して其代金を村に寄附せしめ其他は神社堂宇等の敷地及附屬地にして從來の事實其他の證據に依り之を神社堂宇持に訂正又は讓與せしむるにあり

## 品評會の開設

事業の發達は人民相互競勸の念旺なるに因るもの少しとせず、本村又此趣旨を以て去る三十二年以來諸種の品評會を開設せるが其成績頗る良好にして、三十八年の如きは五月に於て麥立毛品評會を開催せるを始めとし、七月には馬匹品評會を九月には稻立毛品評會を、十一月には部落有土地加地子米品評會を、十二月には物産品評會なるものを開催し、毎會賞品授與の式を舉行するに際し場内に受賞者並受賞點數表を掲げて公衆の縦覽に供ふるのみならず、之を複寫して各部落に配付し又右物産品評會に就ては梯進の方法を以て其出品者中優等なるものには郡の品評會に出品せしめ、郡の品評會に於ける優等のものには更に進んで縣の品評會に出品せしむることと定め、且時時専門家の出張を請ふて農事講話會及講習會を開催する等、益々民業の改良發展に努め居れり



納税上の注意

税務の整理は財政の幹能にして其整否は延て庶務に影響する處少しとせず之れ最周密の注意を要する所にして縣廳よりは従前の納税組合等の設置に就て獎勵せること一再ならずと雖も未だ多く之が實施の向あるを見ず本村亦右組合の如き特別の組織を爲せるものならずと雖も従來村内十五部落に各一名の總代ありて一般村民に示達注意すべき事項及徵稅令書の如きは村使丁より右總代に配付し總代より更に本人に配達するの例にして又指定の納期日を経過したるときは總代に於て其納否を調査し未納の者に對しては相當説諭を加へつゝありしも其成績未だ良好ならざりしが數年前より吏員年年各部落に出張して滞納其他諸般の弊習矯正に關する講話をなし尙去る三十八年よりは部落民納稅成績表を調製して村内に掲示し以て一般の觀覽に供すると同時に之を複製の上右部落總代に配付し各總代は其部落民集會の際之を示して篤く將來を戒むるの方法を定めたるに其效果著しく現時諸稅の滞納をなすものは極めて稀なり

兒童の貯蓄獎勵

本村は又兒童に勤儉貯蓄並に實業の思想を養成せしむるの目的を以て去る三十四年より小學校生徒をして害蟲の捕捉をなさしめ之に對し村及村農會より交付すべき獎勵金は直に現金を以てせず郵便貯金臺紙に各相當の切手を貼附し且従前學年の末に於て成績優等の者及精勤者等に種々の物品を賞與せしを近時全廢し總て右同様貯金臺紙を以て切手を交付することとなせしが爾來漸く其成績良好にして三十八年の如きは右兒童の捕捉せし害蟲の總數は實に五萬餘に達せり此他尙生徒をして休日又は放課後等に於て蔬菜の栽培をなさしめ其父兄をして之を販賣し以て兒童の貯金をなさしめつゝあるに其成績頗る佳良なり

青年の指導

三十七年日露戰端を開くや之を記念せんが爲村内の青年等相圖りて吾桑村青年會なるものを組織し軍人家族の慰問其他恤兵後援の事業に努力し且従來の惡習矯正を期せしが就中桑田山本村部落の青年は従前七夕の通夜と稱し毎年陰曆七月六日の夜相集りて飲食を恣にし遊逸に耽るの弊風ありしが右開戰の當年に至り斷然之を全廢し年々右の爲費消しつゝありしを認むる丈の金員を醸集し恤兵



金として寄贈方を村役場に依頼し來れり、此行爲は以て他の模範となすべきを認め、村長に於て多數村民の集合するに際し細さに其主旨を傳へて懇篤説示する所ありしに爾後其效果見るべきものあり以上の外に村内數箇所にて夜學會を起し毎月一六(一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日)の夜を期して相會し郷土出身の教員若は會員中比較的學識深きものを以て指導者と仰ぎ學術の研究智識の交換に勉めて怠らず

本村近時の治績は大略前敘の如く之を其全體より見るときは未だ敢て財政の基礎を鞏固ならしむべき巨額の財産を造成せるにあらず又敢て人の耳目を驚かしむべき宏壯の施設あるなし然りと雖も其理事者が熱誠勤勉各種の方向に涉りて意を村治の發展に注ぎ爲す所殆んど一として機宜を失することなく能く其效果を收めつゝあるもの本村の如きは蓋し未だ多く見るを得ざるべし嘗て之を郡吏に聞く凡そ本村長に對し協議する事項にして能く其趣旨を了得し一旦之を承諾するに於ては如何なる難事と雖も未だ嘗て其成功を見ざるることなし此故に本村長の一語は直ちに以て事の成功と同視し毫も疑ふを要せず又之を直接村長に

聞く凡そ吏員として一たび自治の局に當るや人の寝時に寝ぬるを忘れ人の食事に食するを忍ぶの決心なくんば事業の成功は到底望むべからずと以て村長等が日夜自己を忘れて専心公共の事に従ふの狀を窺知すべきなり

安藝郡中山村

本村は戸數僅に三百五十に過ぎざるも村民勤勉質素にして治績の見るべきもの尠からず就中左記事項の如きは特に成績佳良なるものとす

勤勉貯蓄

藩政時代に在ては大庄屋なるものありて舊十一箇村を統轄せしが安政年間頃清岡丈吾郎なるもの大庄屋となるや同人は深く意を民治に注ぎ風俗改良勤儉貯蓄の督勵に勉め左の掟を設け訓諭處罰寛嚴宜しきを制し期年ならずして大に効果を奏するに至れり

- 一 村内に飲食店を設くるを許さざる事
- 二 能く業を勤み怠惰放逸なるべからざる事
- 三 類冠りして通行せざる事



- 四 自製草履の外穿つべからざる事
  - 五 五節句祭禮葬婚等の外女子は弘帯を結ばず男子は羽織を着せざる事
  - 六 日用品購求の爲安田村隣村の市街なりへ行く時は必ず薪を負ひ行き必要の品物と交換し正金を出さざる事
  - 七 魚類其の他行商人に就き品物を購入する場合も穀類と交換せざる事
  - 八 他郡村に出稼する場合は半箇年を限度とし七月十二月には必ず一度づゝ歸宅すべき事(永く他郡村に滞在するときは放逸に流るゝ虞あればなり)
  - 九 賃租は決して怠納すべからざる事若貧困者にして納期切迫し無餘儀上納爲し能はざるものあるときは親族隣保互に相助け納付せしむべき事
- 以上の掟は當時の人民に於て能く之を守りたるを以て歳月を経過するに従ひ自ら習慣となり今に至る迄村内未だ一人の受教者を出さず且村民中破廉恥罪を犯すが如き者あらば社會的制裁を加へ之が排斥をなす等其美風大に他の範となすに足るべきものあり
- 納税の状況

村民は大庄屋の訓戒を守り從來絶て滞納するものなしと雖も民家は南北三里の間に散在し納税上の不便甚しきを以て村内を十一區に分ち區毎に舊曆年末區内人民の選舉を以て一人の總代を置き毎年改選することと定め村役場より發する納税告知書の傳達其他納税上の事に付責任を負ひ若納出困難なる者あらば一時拂替をなし決して納付を怠らしむることなし

部落有財産の統一と基本財産の増殖

村有基本財産として山林百二十三町餘歩を有せしも從來濫伐の弊ありて收入なかりしを以て明治二十九年之を賣却し代金八百餘圓を貸付方法に依り利殖を計れり尙各部落に涉り部落有の山林抄からざりしが三十三年各部落の總會を開き部民の意向を纏め悉く之を賣却し其代金千貳百四拾餘圓を村基本財産に寄附せしめ増殖を計ると同時に從來部落有財産に於ける情弊を一掃せり越て三十五年に至り村内有志者及各部落より其部落に尙殘存せる現金貳百餘圓の寄附あり又同年三月基本財産蓄積條例を制定し三十六年度より之を實施せり



村民は一般尙武の氣象に富み、維新の際に於ては勤王家として有名なる清岡治之助、石田英吉等の志士を出せり、明治二十七年征清の詔勅下るや、有志者相計り決死隊を組織して従軍願を提出せしも、時の縣知事石田男爵は、同郷の好に依り其事の今日に適せざるを懸念し却て郷里に在て恤兵救族の事業に勉むるの然るべきことを諭せしを以て、茲に始めて興武會を組織し規約を定め熱心に勸誘の結果、村内に一戸を構ふるものは一人として會員たらざるものなきに至れり、日露戦役中村出身の軍人中出征せる者三十四人にして、就中十一人は戦死し一人は病死せり而して、戦死者の遺族中無資産のもの二戸あり、孰れも勞働者は死者の妻なるが一人は自ら薪を採り道程二里餘を隔てたる隣村安田村へ荷出して賣却し、一人は日日他家に至り農事の手傳をなし其賃錢を以て家族の口を糊し荷くも他より救護を受くるが如きことなきに努む、又出征兵士の歸郷するや、其歡迎に村民の失費あらんことを慮り多くは夜間陰に歸村せるが中にも或は負傷兵の如きは自己の歸郷が村内の戦死者遺族等の悲痛を増すの因たるべきを慮れ家族其他より屢歸郷の期日を尋ね違りしも、渾て之を

通知せず陰に歸家するや、隣保親族等より其歸郷を祝し種種の物品を贈る者ありしも一切之を拒絶せり斯の如き狀況なるを以て豫め村民が他町村の例に倣ひ設備ありし歡迎門の如きも殆んど全然不用の有様なりしと云ふ

本村の將來

本村の財政は上來述ぶるが如く益、鞏固を加ふると同時に明治三十四年度より三十六年度に亘り郡道本村の中央を貫通して交通の便大に開け昔日の面目を一新するに至れり、又本村の地味殖林に適せるを以て將來林業を奨励するに於ては實に巨萬の富源を造成するに至るべし

橋多郡三崎村

三崎村は橋多郡の南端佐多岬の西方にありて、本縣唯一の景勝地たる龍串は實に本村の地籍に屬せり而して村内は常に平穩にして諸般の事務整頓し村治上別に非難を加ふべき點なし、就中著しき治績の梗概左の如し

納税の美風

本村民は從來絶て納税の義務を缺くものなく、従て督促狀を發し滞納處分をなし



たるものなし其原因は一二に止まらずと雖も要するに藩政の時代舊三崎村に於て養成せられたる美風に存す同村は風俗淳朴にして昔より納税の義務を重じ且歴代聰明なる庄屋の支配を受けたる爲藩廳に納付すべき年貢米の如き一人の不納者なく又犯罪者を出さず村治上見るべきもの多く延て他村民を感化するに至れり維新後に於ても該美風を永遠に保持せんが爲に當局者は大に意を用ひ各部落總代に對し時時注意を加へ部民に益納税義務の觀念を興へしめ獎勵怠らず本村は三崎下益野奥益野斧積爪白の五部落に分れ各部落とも奢侈を戒め勤儉を旨とし性質亦柔順にして能く特風を守り本村の貧民窟とも稱すべき當座新平民の如き漸く糊口の途を得つゝあるものと雖も納税の忽にすべからざるの觀念を抱き絶て怠納するものなし

貯藏米に關する事項

本村大字三崎の内郷部落維新前の三崎村に共同貯藏とある凶荒豫備の圍籾は元三崎村大庄屋即現村長沖良賢の初代沖市左衛門なるもの文政二年自費にて之を創立し爾來利籾の内にて年年村内の窮民を救助し其殘餘若は買入等を以て文化

九年に至り籾百石を藏置するに至れり茲に於て左記籾藏記を制定し之を私すること勿からしめたるは深く將來の凶年飢饉を慮り尙後世の紛擾を避けんことを慮りたるに外ならず而して本人が三崎村に庄屋たりしは天保九年より死去當年迄勤務年數三十二箇年に及べり

第二代沖市左衛門後良賢と改名す父市左衛門の跡式を相續し父の遺志を繼承し年年生ずる所の利籾を以て之を増殖すること六十三石餘前後を通じて籾百六十三石餘を貯蓄し凶荒豫備の基礎を鞏固ならしめ勤務三十八年の久きに亘れり本大勤務中籾の利子を以て毎年末に窮民を救助し善を勸め惡を懲じ奢侈を戒め勤儉を奨むる等村治大に掲り貧民と雖も貢米を滞納する者なきのみならず犯罪者をも出さざるに至り自然附近村民をも感化し年貢米等の官納を怠るものなく其效果顯著にして他村の模範となりしと云ふ

第三代沖良賢父良賢の遺志を襲ぎ安政四年大庄屋代役勤務中三崎村官林東平山の上は木拂下を受け之を他に賣却し其利益金を以て米二十一石餘を購入して救助米を増加し尙晝夜貯籾利殖の法を講じ爾來之を維持増殖し現今貯籾二百石餘



現金貳百五拾圓の多額に上れり

維新前に於ては貯穀出納に關する事務は、若役立會を以て庄屋沖家に於て取扱たるも、維新後に在ては關係人民總代立會し沖家に於て之を取扱ひ來れり現今に於ける管理方法も亦嚴格にして間然する所なし貯穀は毎年田地仕付の際飯米不足のものに年四朱の利子を以て貸與し收穫の後元利共徴收す年に依り貯穀に殘餘を生じたるときは無利子を以て貸與し秋收の後徴收す貯穀殘餘多額なる年には其殘部を賣却して貯金となし米價廉なるときは粃を購入して貯穀を補充せり

粃藏記

天明晩年の頃天下一統飢饉し米一升の價貳百文に及び既に賣もの無之人命危に墜り御上より御救方被仰付候へども不救爲行届設餓死するもの有之由予幼年の頃故郷布村に罷在候節承及べり夫より以來年増豐熟に至り萬民快樂に耽り天變の廻り來る事を知らず然れども登壇は天道の自然なれば治に居て亂を不忘は人主たるもの上義務なり予世世庄司の家として積年肺肝を碎くといへども實地微力にして空しく歳月を送り候處儉約の餘澤積り去る文化十一戎の

年米四十石を貯へ五人組は人口五石宛配當し組下難澁の者へ地下並貳割半之利を以て爲貸付一箇年利米十石の内六石は自分の所有四石は増長米と號し毎年の元利相束ね既に當秋豐熟にて粃品宜敷に付増長米を以て賣入當藏に納る所也又當藏造建人夫は地下人自力を以て銀米入用は右増長米を以て建之者也向來我子孫我がものとする事なかれ地下人地下のものと思ふ事なかれ只是れ天變の手當と思ひ忽に取扱ふ事なかれと謹白云爾

文政二卯年

庄屋 沖 市左衛門印  
年寄

相見 虎右衛門印  
榮 吉印

基本財産の貯積  
村長沖良賢は夙に見る處あり熱心に基本財産造成の方法を畫策し國縣稅交付金及歲計剩餘金の十分の五財産より生ずる利子等を蓄積するの法を設け又不要存



澄園有山林の拂下を受けたるにより、將來は多額の財産を造成するに至るべし。從來本村苗代田は各所に散在し害蟲驅除に便ならざるにより、村長は大に之を憂ひ共同苗代の必要を説き、且縣令の主旨に依り之が實行を計らんとせしも從來の慣行と適當の場所なきを口實とし容易に實行を見るを得ざりしも熱心なる勸誘の結果遂に其の實を擧ぐるに至れり

七、義民村

舊藩主山内氏深く意を民治に用ひ、郷閭相和し隣保相助け、公事を勤め政令を重んじ、眞に良風善行の見るべきものあらば即表彰して他の範とせり、之れ本縣に今尙義民村なる美名の殘存する所以なり

左に其二二を掲げ以て當時に於ける施治の一端を窺ふの資とせん

播多郡江川崎村半家

本部落は郡の北部にありて中村町を距る十里餘、四萬十川の水流を夾んで南北に延長する、殆んど二里、戸數八十餘、人口殆んど五百に近く、古來平家落人の居住せる

處なりと云ふ、而して本部落は頗る美風を存じ、夙に義民村の稱あり、職業は製紙を以て主業とす、民能く儉約を守り、隣保相救援して、未だ租税公課を滞納する者なく、且犯罪者を出さず、故に屢賞與を受く、明治十九年同二十三年本縣に大洪水ありて、到る所官の救助を請ふ、而して獨り本部落は之れなし、其家屋を流失する者、食料を失ふ者少からざりしと雖も、相互相救援し、敢て他に求めず、又三十八年以來、同村郵便局長の發起に係る、做帳會に率先加盟し、郵便規約貯金を勵行せる等、實に他村の模範たるもの鮮からず

半家義民錄

半家村土佐國播多郡下山郷上分四村之其一也、江川中家長山下山大庄、去中村府十里本國西南之境也、田疇總百六十一石七斗餘、本田九十七石七斗餘、民戶都五十七軒、庄屋中寄三軒、百姓二軒、同人家作不爲、美田二間、人數合二百七十六人、男百五十八人、女百十八人、其二間中、三間不通、五間造工、實業、惟、風、助、冷、耳、土產煎茶、村中用之外、餘、精、皮、爲、紙、用、之、餘、萬、粉、食、之、餘、俱、食、之、、其土風俗厚、天性朴質、親戚相愛、隣保有情、貧窮患難相救、婚姻葬祭相助、不墮農業、不好爭訟、不以惡、凌善、不以富吞貧、不怠政、役公買貸米先期納之、最謹三尺法、間人亦配當公事、无異於受



田男惟有多少耳然以他鄉莫有此例吏人疑受田之民厭其冗冗而推及於間人否昔云不然間人嘗謂僕等住當地而安居渡世詎不報國恩哉請勸之若他人實里中行義奇特則衆不肯怪之其意謂此人生日用作事何異於世人乎自如以不榮之有八右衛門新右衛門者久伏病離公務耕田自訴奉上受田離百姓爲間人庄屋哀感之而議於隣保人皆謂此二人舊家也奈可令彼破家產設耕耘實役當里中代爲之況彼皆有男子近年成歲則文使等之役莫難之焉爲缺公事歎速舍餘事專保養之則數月之後可愈勿念之庄屋亦然之到今介補之莫異於前日果八右衛門病粗愈頃至於中村官舍謝其里人之相救慰慰而落淚新右衛門未復常扶持之如始時享保十六年亥初冬郡鑑百百彌三右衛門具庄屋條書自巡見之狀以詳說於奉行巨臣奉行是之即達於高總矣君亦大感其履義美特賜米俵四十二且夜二庄大庄讓間小庄米俵一又命於學士審紀其行事旌表之谷氏所筆一見後村中賜米四十二俵以使他縣爲唱率美哉

半家村義民記事曰土佐國播多郡下山鄉半家村者本國西北之境而渡川上流之地也居民五十六戶農圃工匠商賈雜居焉風俗淳厚直諒營生異業而交情同趣貧窮患難相救婚姻死喪相助田賦土貢商稅之類凡官納之物不棄有司督責必先期營辦有各戶配

當公事則無恒產賤夫亦敢辭免矣平常無好諍訟無墮農業等輩或有羸病病者衆共相議爲之迭代于生業公務而不使至破產之憂焉以故雖凶年饑歲無流離逃亡者矣今歲享保十六年辛亥春下山鄉大庄暨同善藏案驗積年所見聞事實於本村里長磯之進具狀告于郡監依例恭建請

太守豐敷若高聽特賜米數四十三俵於半家村褒賞之乎時冬十一月五日也嗚呼近時三綱壞亂四維不張雖城府教化之地讀書講學之人踐履躬行得其實者蓋鮮矣如半家村西鄙僻遠之域自不見衣冠之美耳不聞禮義之教而水土之妙全固有天性積累之善俗若上恩澤可謂闔閭矜式希世美談矣巨等奉嚴命謹錄其事實云十一月十三日谷甚治衛門垣守書

善學家義民錄後

右二篇者半家義民之行事紀也其土俗質朴純厚不待於古靈陳氏之教示而行止作用優于其中歎若他方適有一人一家其行美者未聞盡利直家如斯爲禮義之俗焉其山川人物何所緣而然尤妙哉嗚呼近代風俗頹弊人情淺薄雖講學之生有恒心之士其而趁幾輩乎誠極天罔墜之明驗國步永命之元氣歎可仰可賴焉因集次其村落行



事著之以備於我鄉專美勸光云爾享保壬子春正月吉旦百勝治識

義民村記

土州有義民成村村名半家在幡多郡下山鄉距府城西北三十六里許爲四萬十川之上流流左右翠巖壁立而村亦夾水散居古五十六戶今爲七十一戶蓋生齒滋息也其風俗愿朴自古不偷農工商估雜然錯處產業雖異而情誼相同吉凶禍福互相救恤而田賦出貢商賈之稅凡上供物必先期營辦未曾受有司督責促若夫各戶配當公事則雖貧困無恒產者未曾規避焉不知爭訟不惰農作若有罹病不能服業者相謀爲代辨厥役必不使其有破產之憂矣以故雖凶饑未嘗有逃亡流離者也矣其方言謂無恒產者爲間人不服公役獨半家鄉雖間人亦服焉與有恒產者不異嘗有一吏人異焉問曰得無村民苦奇政陰推及之於汝等乎間人同聲對曰否否小人輩晨夕晏然眠食此間豈可不報國恩萬一哉村中有篤行者官必有賞賜而其人不堪以爲榮蓋各自視其所行以爲當然也下山大庄監管同善藏嘗以其所見開審驗之於庄屋礎之進具狀白之於郡監依例送公聽公歎賞之餘特以穀四十三俵分期各戶初其民有八右衙門新右衙門二人同時臥枕久不能服公私事欲納其田於官爲間人庄屋某聞之惻然相讓曰二人皆舊家矣安可使其破產

乎乃諭村人輪流代其勞既而八右先憲乃自詣中村應詳白鄙人看護之狀且說且泣因有此褒賜實享保十六年辛亥十一月五日也天保癸卯秋又賜命米七十一俵於各戶別賞其村甲與鄉長以物享保中官命作義民錄藏諸里正家迄今殆乎二百年其風俗猶一日也乃令里正添補於其錄自縣上之於公因有賜米命云村之爲俗或構宅者合村助成之而梁木不得過三間其土產則茶楮皮葛粉炭粉炭繩凡其所產物件皆均分之若稅租則總計圖村所收亦均分以上輸之故各家豐耗之均而無多寡之偏弘化二季乙巳十月二日今公西行封疆因召義民賜米五十俵嘉永元年戊申二月公弟內膳君出嗣公族遠江氏因一日行部至中郵審閱半家村義民狀召其村長及庄屋地下總代老平左衙門五人組頭友之助喜作等戶賜錢四匁又賜下山鄉番頭大庄屋岡村久之丞半家村庄屋彦之丞以二朱列金其村自古迄今無一人觸刑辟者云嗚呼深山窮谷之民而知專奉公上如斯誰使其然耶豈人自有固有焉者而其君上仁政入人之深也耶不然斯焉有斯狗不夜吠民不見之風與斯孝友任恤之俗哉蘇長公云負薪能談王道其斯邨民之類邪

嘉永戊申菊月

後藤 機撰並書



幡多郡下山郷半家村の民上に仕て義を専にする事跡

幡多郡下山郷の半家村は當國の西北の境目にして渡川の水上の地なり、家數五十  
 六軒農人細工人商人など交りて住めり風俗あつく正直にしていつはりなし、民の  
 よすがは夫夫品ちがへども交りしたむこと露ばかりもへだてる心なく、ゆでた  
 きもかなしきも共にちからをあはせ、畠田の買物山林の懸物あるひは商人運上の  
 銀などすべて君上に奉る品品役人のせめを不蕪いとも收納の日限よりさきに  
 となみ割付の御用などもあれば、田地を控へず定りの渡世なき間民までもいなむ  
 けじきなく、一同に命にしたがひて深切なること他の村に似よりたるよしもきこ  
 えず常にあらそひ訴を好まず、農作の業をおろそかにせず、村の中におもひがけな  
 き重き病をうけ、子もいとけなく、家をつぶすべき様の人あれば、何れもあつまり  
 購して病人の渡世のいとなみ、必要のつとめを外よりたすけ、少しも事のさまたげ  
 なき様に心を付て介抱し、病を療治せしめ、或はをさなき子の成長をまち付けさせ  
 家をたやすのうれひをまぬかれしむれば、にやいかばかりたなつものみのらさ  
 いひうゑの年にも此里より流浪乞食となりて出るものなし、享保十六年亥暮下山

郷の大庄屋笹岡善藏年久しく見聞せし事實をば村の長磯之進にたゞしつぶさに  
 君上に達し、例に依て邦君きこしめされ米四十三俵を半家村に達され、庄屋地下人  
 に褒賞の命を下し給ひぬ、同じ年の十月上旬の事なりとつら／＼おもへば末の世  
 になりては人の心薄く、道にたがひ筋をとりうしなふことのみ多く、城下の御政道  
 にあきらかに義理たゞしき所に住みて神の道聖の教をみかき極る人さへ行の眞直  
 に道にかなひぬるは稀なるに、半家村は草深き片ほとりの山里にて目にはりだか  
 きよそほひのうるはしきを見ず、耳には正しき身持のおしへを聞かずといへ共、水  
 出の清く妙なるより、うまれ得し人の道をそこなひやぶらず、年月つみ重ねし善行  
 あらはれ君の御恩を厚く蒙れり、誠に國ごぞりての鑑ともなすべきためしなり、目  
 出度ものがたりといふべし

享保十九甲寅年二月中浚

谷丹四郎垣守稿

賞状寫

幡多郡第九區ノ内半家村居民共

第六章 郡市町村行政



其方共村内一家ノ如ク親睦相交リ吉凶禍福ヲ共ニシ老幼疾病相扶ケ貧窮惡難相救ヒ日夜生業不怠訴訟犯罪等ノ義都テ無之二百餘年ノ今日ニ至リ靡薄ノ風ニ流レヌ人ノ通義ヲ盡シ候段御一新ノ際御趣意ニモ相叶奇特ノ至依之格段御詮議ノ上園村一統ヘ爲賞譽金貳拾五圓下賜候事

壬申十月

明治十二年宮内省ヨリ明治孝節錄八部ヲ賜ハル

高知縣幡多郡江川崎村ノ内半家

古來親睦克ク鄉黨扶持ノ道ヲ盡シ候段奇特ニ被思召金百圓下賜候事

明治二十八年七月二十九日

宮内省

香川郡明治村黒瀬

一、藩政時代淳民村と稱せられし所以

近因

黒瀬は元片岡紀伊守光綱の領内に屬す光綱の先直綱上野より土佐に移り居城を

片岡に置き當時片岡は徳光と稱す蓋し元黒光庄向の吾川高岡二郡の地を領す傳ふること數世光綱に至る光綱其子直親と共に長曾我部元親に屬して地方政令を施し徳化大に行はる而して天正中光綱父子相次で戦死し遂に祀を斷つに至れり然れども子孫黒瀬に住居し其族繁衍して明治聖代に及べり

近因

片岡久助紀伊守光綱の後裔を以て慶長六年山内氏入國の後黒瀬徳光村庄屋役となり其子孫相傳ふること十世實に明治三年五月二十六日に至る迄二百六十餘年間庄屋役となり祖考の徳澤を守らしめ風俗淳良にして納税を怠るものなく竊盜跡を斷ち道途遺を拾ふものなく難に遇ふものあらば隣保力を協せて相助け身を敗るものあらば園村辭を合せて相戒しめ争訟を起すものなく屢褒賞せらる之れ實に淳民村と稱せられし所以なり

片岡家年譜抄錄

一初

代

片岡久助

一一

代

實子覺右衛門



- 一三 代
- 一四 代
- 一五 代
- 一六 代
- 一七 代
- 一八 代
- 一九 代

- 實子 彌平 次
- 實子 次右衛門
- 實子 六右衛門
- 實子 權左衛門
- 實子 久右衛門
- 養子 大助事 片岡覺左衛門
- 養子 片岡覺藏

黒瀬村百姓文

太

其方共儀爾來農業致出精御買物等速に致上納且去る辰年早魃已來困難の者共夫食拂底に付難澁の場合地下役作配に應じ出錢を以て米穀等買入置融通致し遣し當難爲相凌其餘總て一村陸敷相交趣奇特の至依之御褒詞被仰付之

天保六年十二月二十二日裏付肩衣著を以て御呼出被仰付之

一同十三寅年十二月十一日裏付肩衣著を以て御呼出し被仰付其方義平常役方出精致し既に去る辰年早魃の砌困窮の者共へ米錢並夫食等補助方の仕法存

付當難爲相凌且黒瀬村に於ては近代罰行相蒙り候者無之處猶又地下人共平常締方規矩相立總而作配方嚴重に取扱一統令氣服趣相聞依之御褒詞の上御吸物御酒頂戴被仰付之

但右御褒賞地下人共不殘同様に相蒙淳民錄相關御作配方へ差出御座候則別牒之通に御座候

(別牒)

黒瀬村地下人共一同

其方共儀數代黒瀬村に住居致古風質素に相慕し諸事心得方宜近代罪行相蒙候者無之何籍地下役の作配振に應我意不相立心服せしめ且御買物諸運上物等日限前弘く皆濟致し總而無益の費無之古體の行狀相構物事致し致其餘家内類族並一村陸敷相交趣相聞彼是奇特の至依之御褒詞の上御吸物に御酒頂戴被仰付之

其方共儀數代黒瀬村に住居罷在處諸事心得方宜先達而奇特の譯を以て兩度御



褒賞被仰付候處今以心得方一致致し古風質素に相慕し農業出精致御買物竝御運上共爲相滞候者無之總而地下役の作配振令心服御當節の御趣厚引受彼是心得方宜其餘家内竝一村睦敷相交候儀奇特の至依之厚く御褒詞の上削物御酒御頂戴の上を以て御酒壹斗久萬引二枚被成遣之

安政四巳年地下人共一同惣代組頭久次同百姓忠次御呼出被仰付被仰渡候

一十

代

養子片岡辰次

黒瀬村總組頭以下間人に至る迄三十八人  
右者従先年心得方宜敷御當節之御趣意厚相守廉々奇特の譯を以て是迄兩度御褒賞の上御酒頂戴被仰付置處尙又厚く存込み今以て不相更人心致一致古風質素に相基き第一農業相助御買物無滞相納不而已面々の内病災或は不幸等有之不意の入費相重令難澁者有之節は相互に助合究深切聊以他村不預助力總而心得方宜敷家族は不及申一村中無親疎朝夕睦敷相交趣奇特の至依之御褒詞の上御紙包被成遣之

慶應二寅年三月二十日地下人共不殘庄屋宅に於て御郡奉行所より被仰渡候

二 現時の民情

時世の推移により多少の變化は免かれざりしも今尙昔時の遺風を存して能く淳良の性を保ち親睦の情を失はず各自業を勵み中頃間々納税を怠る者なきにあらざりしも近來大に面目を改め部内規約を定め決して滞納者を出さざるの方針を採れり

現時戸數四十餘戸、人口二百六十餘人にして、學齡兒童四十餘人の内一人の不就學者を出さず、又部民にして公衙の召喚に對し期日を失する者なく、且公會に出席を怠る者無し

淳民錄

有恒産則有恒心故有恒心則守法遵道能修其身齊其家以及子孫是爲良民僻遠山村之民不蹈禮義之地不聞孝悌之教是故爲良民者蓋鮮矣獨本藩吾川郡黒瀬郷之里民殆其人也乎殿之民戸僅三十五男女長幼凡百五十七人其郷長片岡氏者其先蓋出於紀伊守光綱天正中光綱戰歿之後終爲郷長居黒瀬黒瀬則光綱之城墟也里民半是郷長之氏族而各以農桑爲業其俗淳朴仁厚不好犯上而能守三尺法自古未曾有業一少



科者也於是郡司以聞之令村長片岡覺藏引舉村之民各著禮服禮服即微郡應賜酒肴以褒賞焉實天保十三年壬寅冬十二月十一日也抑本藩之故事以培本田百畝為中民許著禮服矣黑瀬之地本田僅四百畝合新田與切畑猶無足培百畝者而有此命者此特所以賞其善行而為後世之龜鑑也夫澆季之民或逐目前之利慕身外之榮是以陷罪者不為少焉唯此一邨之民晝夜勞索勤生不取遂末利質直好義親睦如骨肉有遭災患者比屋戮力助之有誤射行者一邨同心諫之是故自古無訴官廳索上裁者豈有一少科乎世居僻遠之山邨不受教而自温々淳々與他邨之民大有逕庭者何哉蓋性善之存于人人者可仰而尚哉況其門閭素出於名家之遺孽者乎余居隣邨承乏村吏故庶幾邨民之倣其善行因錄其事云

天保十四年癸卯春正月

岡林勝四郎程清誌

一家仁一邨興仁一邨讓一國興讓

聞高知縣下黑瀬邨舉村親睦之狀有合古語在書以賞之

明治申巳七月

宮内少輔 山岡 鐵太郎

### 第七章 特殊團體

日本赤十字社高知支部

本縣にては明治二十一年一月赤十字社委員部を設置せり當時社員僅に二十餘人に過ぎざりしが二十七年日清の役起るや社旨漸く縣下に普及し翌二十八年には三千百餘人を算するに至れり此に於て委員部を改めて高知支部となし倍々社業の振興に勉め現時社員總數一萬三千三百餘人に達するを得たり

明治三十七八年戰役の起るや第八十二第八十三の二箇救護班を編成し第八十二救護班は松山俘虜收容所に第八十三救護班は陸軍病院船神宮丸に乗込み救護に従事せしが前者は三十八年十二月後者は三十九年三月各其の任務を終了し解散の命に接したり

#### 社員累年統計

第七章 特殊團體



年次	二十六年	二十九年	三十年	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年
社員	三九七	五四二	六三六	九三〇	九〇七	九四二	九九九	九七九	九七三	一一五九	一一九八	一三二五

社員現在数

社員總數	内		有功終身備考
	特別	正社員	
一三三四〇	二九	一二九四三	三六八
			四〇四二
			内婦人社員二百十人ナリ

二、愛國婦人會高知支部

本支部は明治三十四年の創立に係り爾來本會の主旨を承けて會旨の普及會員の募集に努め現時特別會員二百五十餘人通常會員六千四百餘人の多きを有す、三十七八年戦役に際しては軍隊の送迎は勿論出征者並其の家族戰病歿者遺族等の慰藉救護及傷病兵の慰問其他諸種の後援事業に盡力して遺憾なく又戰役終了の後は特に軍人遺族及廢兵の救護に意を注ぎ尙四十年よりは本縣軍人援護會殘餘資金の補助を受け益救護事業に力を致し居れり

三、日本武徳會高知支部

本支部は明治三十二年の創設に係り同三十五年五月高知公園内に演武場を建設し以て武術の練磨を爲す同三十七年十一月失火の爲め建物全部烏有に歸せるを以て三十八年十一月再築の工を起し翌年四月に至りて竣工を告げ之が落成式を舉行するに當りては總裁宮殿下の台臨を忝ふす爾來尙武の氣風益發揚し現今特別會員千二百七十餘人正會員二萬七千七百四十八人贊助會員二千二百二十餘人を有するに至れり

四、高知武揚協會

本會は明治十八年の設立に係り、英武を以て主旨となし事務所を高知市に置く、二十一年宮内省より金壹百圓を下賜せられ現時資産金參萬四千參百餘圓、會員總數九千七百餘人を有し創立以來縣下壯丁の進んで兵役に服せんことを獎勵すると共に現役兵の家族を救護し傍ら軍隊接待等の事業を努め、又二十九年軍備擴張に伴ひ陸海軍武官志願生徒養成の必要を感じて育英事業をも創始せるが、現時は主として軍人遺族及廢兵救護の事業に従事しつつあり三十七八年戦役に際しては



國民後援演說會を一百三十箇所に開設して志氣の振作を唱道し、尙恤兵救族金竝に物品を募集し兼て軍隊送迎の事に盡瘁したり

五、高知育兒會

本會は明治十七年の創立に係り、主として兒童の教育を目的とし事務所を高知市に置く、創立以來二十又餘年の間役員の熱誠と縣民の同情とに依り今や會員の總數實に數千人の多きに及び事業の効果亦見るべきものあり  
當初之が設立者たりし坂本則美、中山秀雄外十四餘名の有志者協同を以て縣下及在京の本縣人並貴顯の間に奔走し、百万資金の醜集に努めたるが事長くも天聽に達し特別の恩召を以て恩賜金の御下付あり、又岩崎彌之助よりも會堂の敷地建物の寄附を受け、爾來資金の收入、縣費の補助等に依り貧家の生兒竝に棄兒養育の料を其保護者に補給し、後産婆養成の業をも併施せるが、四十年度に至りて之を廢止すると共に高知育兒院、兒童教育の事業を引取り新たに經營することとせり、現時の資産は公債株券等額面八千六百五拾圓、建物十二棟、宅地六百餘坪を有じ、創立以來教育せる兒童千七百餘人、卒業産婆殆ど三百人に及べり、尙左に前記育兒

院の沿革竝其従前實施しつつありし事業の概要を掲ぐ

高知育兒院

本院は其院父たりし田中稻生の獨立經營にして明治三十四年の創設に係り、爾來刻苦精勵各地に往來し、廣く有志者の贊助を請め孤兒貧兒の收容教育に努めつゝありしものにして、其教育の方法は修學の傍ら適當の職業を授け以て自營の途を得せしめ、就中拔群の學才ありと認むるものは進んで師範學校又は京都同志社等に入らしめ、中等の學業をも修めしむるの方針を採り、收容の兒童は約三十人にして經費は賛助員二千餘人の出資竝收容兒童等の興行に係る音樂活動寫眞幻燈其他諸種の行商等より生ずる收入を以て支辨せり

六、土佐慈善協會

本會は明治三十二年藤崎朋之外敵名の創立に係り、事務所を土佐郡小高坂村に置く、當初免囚保護の目的を以て高知縣出獄人保護會と稱せしが、去る三十六年に至り目的を擴張して免囚保護の外尙不良少年感化竝孤兒教育の業をも併施することとし、同時に土佐慈善協會と改稱せり、然るに當時は基礎未だ敢て鞏固ならず業



務亦微々として振はざりしが前任會長石井光美本縣典獄の職にありて部下の職員等と共に或は雜誌を發行して其主義目的を公示し廣く縣民の賛同を求め或は役員を派して遠く他縣の實況を視察せしむる等日夜會務の發展に努めたる結果大に従前の面目を改め且四十年度よりは縣費の補助を受くるに至り漸次發展の氣運に向ひつゝあり

資産は建物七棟山林其の他の土地七町餘歩並少許の現金を有するも今日迄の事業に就ては未だ效果の著しきものなし

### 第八章 戰時美譚

曩に露國と戰端を開くや國縣一致して軍隊後援の業に従ひ出征の將卒亦一齊に踴躍して陣頭に臨み敢て後事を顧るものなし殊に驚くべきは一般志氣の興奮にして陸海軍志願兵の如き前年に比して實に數倍の多きに及び中にも志願者にして不合格と決するや失望の餘途に病を發して臥褥するに至りしものあり又壯丁の検査合格者にして抽籤の結果補充兵と定まれるや直に血書をして現役を哀願

せるものあり此他團體としては中央に日本赤十字社高知支部愛國婦人會高知支部高知武揚協會及高知恤兵通信會あり各郡市町村に兵事會尙武會青年會及各種婦人會等の設ありて軍隊の送迎恤兵救族慰問通信弔祭等の業に盡力せる傍ら諸種の方法を以て一般人心の鼓舞に努め各般の施設も遺憾なきを得たり

茲に特記すべきは舊藩主山内は前後數回に參萬圓の巨金を各郡市に分配し以て軍人家遺族の救恤に充てたることにして是等の爲本縣に於ては開戰以來今日に至る迄未だ一人として國家の救護を受くる者なきを得たり

以上の外尙寒村僻邑の老幼婦女に至る迄孰れも其の全力を舉げて軍國の事に従はざるなく隨て當時に於ける善行美事の類亦敢て抄とせず以下載する所の各項は寧ろ市井閭里の間に於ける瑣細の事實に過ぎずと雖も亦以て多少當時の光景を窺ふに足る

#### イ、戦死者の遺族遺言を守りて金員を寄附す

香美郡明治村に依光種治なる者あり資性温良義心に富み村青年會の委員として諸種公共の事に盡力して輿望ありしが三十七年九月第一補充歩兵二等卒として



召集せらるゝや其家を出るに臨み村兵事會及婦人會の勞を多とし無事凱旋の曉には十分酬謝的の行動を爲すべきも不幸にして屍を戦地に曝すが如きことあらば必ず右兩會に對して相當の寄附を爲し以て謝意を表すべき旨を家族に示し置きしが同年十月旅順の總攻撃に際し遂に名譽の戦死を遂げたりされば死後其の報に接したる遺族は同人生前の言に従ひ家産敢て豊富ならざる中より金貳拾五圓の寄附を決行せり尙戦友の談に依れば同人は前記總攻撃開始の前微恙ありしも身は帝國軍人として一たび戦場に臨みながら此空前の壯舉に加はるを得ず萬一病勢増進して内地に後送せらるゝが如きことあらば眞に遺憾の極みなりとし強て出陣せし趣なるか其の戦死の前夜認めたる書狀左の如く文辭敢て巧妙ならずと雖も一讀以て其覺悟を想像するに難からず

拜啓昨日も手紙を出すことを許され候故不取敢はがきにて心配のあらまし御返事申上候處本日にも二たび申上度候さて私等待ちに待ちたる男子の本分を盡すの期漸く相來り何の愉快もこれに過ぎ不申候父上母様何卒私の爲めに萬歳をあげて御祝ひ被下度候明十月三十日總攻撃に定まり前夜より忝なくも御酒

頂戴一同萬歳の中に左の一句を詠じ候又後より手紙差上ることは覺束なく故に之を最後の便りと御覺悟遊ばし下され度妹實には別に手紙差出さず候故不  
 惡承知有之度候  
 三十七年十月二十九日

第四四五第二小隊 種 治

父 上 様

妻女夫の訓戒を守りて出征後の貧苦を忍ぶ  
 香美郡野市村に川村房太郎なる者あり三十七年十二月後備歩兵上等兵として召集せられしが家極めて貧しきが上に二人の幼兒あり其の病を吐づるに臨み妻女を訓戒するに出征中如何なる窮境に陥るも決して他より救護を受くるが如きことあるべからざる旨を以てせしに妻女亦克く其意を了じ貧苦の中に日傭稼をなして當年僅に二歳の女兒及五歳の男兒と共に一家三人の口を辛よじて糊しつゝありしに不幸其の身疾病に罹り一たび勞働に従事するの自由を得ざるに至るや忽ち糊口の途に窮し漸次日用の家具を賣却して食料に補しければ多くもあらぬ



家財は一層缺乏を告げ、日々生活の難状人をして殆ど見るに堪へざらしめ、隣保婦人會等よりは屢、救護のこゝを申込みしも深く夫の戒を守り頑として應せず、日夜粉骨碎身以て夫の歸郷を待てるが如きは眞に軍人の家族として恥ぢざるの行動と謂ふへし、房太郎に於ても戦後其の歸郷に際し、村民より盛大なる歓迎を受くるは死したる戦友並其遺族等に對して忍ぶ能はざる所なりとし、豫て郷里に通報し置きたる日の前日に至りて突然歸村せり

ハ、少女主家より受くる賃錢を割て出征の兄に送る

安藝郡佐喜濱村に松本清野なる少女あり、兄宮次郎の出征するや、次兄其後を承けて一家數人の家族を養育せしが幾ばくもなくして次兄も亦召集せられたり、當時清野は年齢僅に十有六、高知市なる某家に下婢となり居りしが、一家の窮状と阿兄等の勞苦を思ひ其の従前貯蓄せる賃金の幾分を割て兄に送り尙殘餘を以て米一俵を購ひ之を郷家に送れるのみならず爾後其賃錢を受くる毎に盡く之を郷家と兄等に配送して毫も自己修飾の料となさず能く其家主に事へて益業務に精勵せり

ニ、貞婦親を慰めて克く亡夫の家を治む

土佐郡土佐山村に村井慶喜なる者あり、家産敢て富裕ならず而して祖父、父母、姉、妻の四人を残して出征せるの後は家計頗る困難に陥りしが、繁は婦女の身を以て、刻苦精勵夫をして内顧の慮なからしめむことを努めじも不幸にして夫慶喜は三十七年十二月旅順の總攻撃に際し戦死せりとの報に接し一家空しく悲歎するのみ然るに繁は靜に父母等の前に出で容を正して言へるや、吾夫苟くも帝國軍人の位に列し一旦出征の途に就くや生還は素より期せざりし處なり若し些の勳功も無くして歸國するが如きことあらば遺憾此上なからんも幸にして今名譽の職死を遂げたりとの報に接す、家門の光榮何ものか之に過ぎん、今よりは自ら亡夫に代りて益力を家事に致さんと父母等感じて其言に従ひ爾來一家相慰めて日夜家業に精勵せり

ホ、將校の母老嫗を驅りて後援事業に率先盡力す

安藝郡伊尾木村山本多美は砲兵中佐山本礪城の母にして夙に賢母良妻の訓あり、日露の役起るに及び縱令婦女の身なりと雖も邦家の爲決して袖手傍觀すべきの



秋にあらずとなし、決然老軀を起して、村内の婦女に説き、伊尾木婦人會を組織するや、推されて之か會長となり、或は村の祭祀に臨て、賣店を設け、會員其他の寄附に係る米果物の類を鬻ぎ、或は自ら紙、石、蠟其他の日用品を背負うて、數里の外に行商し、以て會費を補ふの資となし、又各村に於て、戦死病歿者葬祭の舉あるや、藁草履を穿ち、結飯を用意し、會員と共に徒歩會葬し、尙時としては、十數里を隔つる歩兵第四十四聯隊補充大隊を慰問し、又高知市に開催せる縣下各郡市合同の慰靈祭に參列する等、其日夜自己を忘れて、後援事業に精勵せるの狀、眞に軍國婦人の能鑑として、恥づる所なかりき。

へ、老夫出征の子に恥ぢて泣て救護を謝絶す。

香川郡芳原村に長崎徳次なる者あり、其子常次の召集せらるるや、年齢八十有餘の老軀を以て、藁細工を營み、之を賣却して、僅に生計の資に充てしむ、家素より赤貧なるが、上妻に痼疾の病あり、婦岩亦多病にして、充分の勞働を爲す能はず、加ふるに二人の幼兒ありて、一家殆ど飢餓に迫らんとせしかば、村兵事會之に、金品の贈與を爲さんとするや、徳次は深く其芳情に感せしむ、出征の兒に恥ぢ泣て之を固辭す、然れ

ども同會に於ては、遂に之を放任するに忍びず、竊に救助を爲し、以て幸に餓死の悲境に陥らしむることなきを得たり。

ト、烈女萬歳を唱へて子の出征を送る。

長岡郡五臺山村島崎脇は、開戦以來、身を恤兵救族に委ねて、一日も安居せず、其二男丑七召集の令に接するや、歡喜措く能はず、之を膝下に招き、勵まして曰く、汝今より出征の途に就くも、尙汝が兄弟三人あり、以て能く我心を強ふするに足る、宜しく家を憂へず、母を顧みず、専心邦家の爲に盡さむことを期すべし、我は日夜唯汝が勳功を樹つることを祈らむのみと、既にして丑七入營し、幾くもなくして出征せむとするや、營門に在て、之を戒むるに、軍律の重んずべきを以てし、大聲我子の名を呼んで萬歳を唱ふ、されば丑七亦能く慈母の訓戒を守り、遂に旅順の攻撃に際して、名譽の戦死を遂げしが、郷閭親戚の其家に到り、弔慰するものあるや、脇は出で、莞爾として之に接し、愛子の忠死を喜び、談するを常とせり。

チ、愛子の行衛不明の報に接するも、瀟然悲色を顯はさず。

安藝郡伊尾木郡内川民の如き、亦其行動の他の範となすに足るものあり、家素より



貧しく加ふるに夫喜藏は積年病に苦められ勞役に堪へず其の子守太郎出征以來  
婦女の身を以て一家の生計を一身に引受け或は附近の山に入りて薪を探り或は  
果物甘薯の類を仲買して之を遠近の地に鬻ぎ辛ふじて糊口の資を得つゝありし  
かば村兵事會は其の窮状を見るに忍びず遂に會費を割て幾分の補助を與へむこ  
とを申込みたるも固辭して應せず日夜刻苦精勵産も撻む所なかりしが其子守太  
郎三十七年八月旅順の激戦に於て生死不明となれるの報に接し隣保知人の行て  
之を慰籍するものあるや即ち贈へり豚兒卑賤なりと雖も既に一身を君國に捧げ  
居れば邦家の爲死するは豫ての覺悟なり何の驚歎する所があらんと

リ、出征兵士の父却て慰問者を諒す

安藝郡佐喜濱村に和田慶之助なる者あり長子は身を豫備役に置き次子又現役に  
在りしが日露戦端を開くや在郷の長男召集せられて出發することとなり然る  
に元來同家は日傭務を業とせるものにして素より家に餘財なく且慶之助は性甚  
だ剛毅なりと雖も當時眼疾を患ひ行動不自由の折柄なりしかば親族隣人等交々  
至りて之を慰籍せしに意外にも却て慰問者に對して軍人の本分を説き併せて其

家族たるもの覺悟すべき事項を懇示し勇氣凜として毫も憂色なかりき又長男  
の出征に際し之を訓戒するに身荷も男子として道同の大戦に臨まば一命は既に  
君國に捧げあるを想ひ必ず夢にだも生還を期すべからざる旨を以てせしに傍人  
之を聞て感歎せざるはなく事早くも村内に流布せられ爲に村民一般の志氣を鼓  
舞せしこと實に至大なりと云ふ

又、出征を豫期して日夜家業を勵む

高知市北新町崎山福馬は大工を以て職となし父及妻子を養育せり日露戦端を開  
くや其身兵籍にあるを以て早晚召集せらるべきを豫期せるも家産素より裕なら  
ざるが故に出征後家族の飢餓に追らんことを慮り日々早朝より深更に及ぶまで  
手工に精勵し時に或は夜を徹し辛ふじて多少の餘財を得るに至りしが三十七年  
六月果して召集の令に接し後備歩兵第二十二聯隊に編入せらるゝや中隊長其動  
作の乘に抽づるものあるを見選抜して従卒とせしに能く其職に精勵して毫も倦  
むことを知らず爲に屢々賞詞を受けたり又同人は喫煙飲酒を爲さず常に費用を  
節じて多少の貯蓄をなせむかば其松山に在るの日兵卒の身を以て屢々郷里に送



金せるを郵便局長怪みて之を調査せるに全く儉約の結果たりしこと判明し、其事として遂に同地の新聞に掲載せらるゝに至れり

退役將校身を公共の業に委す  
香美郡前濱村大原里賢は退役陸軍歩兵中佐にして資性温厚酒茶琴棋の嗜好なく、其退役歸郷以來唯公共の事業に竭すを以て終生の樂とせり、夙に郡兵事會を組織して之が會長となり意を兵事志想の發達に注ぎ、又教育會長として郡教育上に貢獻せる所も敢て少しとせず、日露開戦以來或は書を出征の將卒に送りて之を慰問し或は杖を各所に曳て出征者の家族を歴訪し、又郡内戦病死者の葬祭に際しては如何に遠隔の地なりと雖も到らざるなきのみか、凡そ縣下を一區として組織せる兵事關係の諸會には其永久的なると一時的なるとに論なく概ね之が役員に列せざるなく、東奔西走夜を以て日に繼ぎ殆ど寸時を離れも安居することなかりき、  
村長の篤行村民を奮勵せしむ  
香美郡鴨籠村長久保盛男銳意自治の發展を圖る、戦後經營の一端として記念事業の實施を望めるも村民の負擔に苦まんことを慮れ自ら其所有地五反餘歩及樹苗

を寄附して學校栽樹の業を決行せしかば、村民深く之を徳とし記念碑を建設せんとして同人の懇諭する所となり、遂に其舉を止め將來益々村長を輔けて大に産業の發達に力めんことを期するに至れり

### 第九章 雜

#### 一、勤勉貯蓄

勤勉貯蓄は常に之が獎勵に努めつゝあり、殊に三十七八年戰役に際しては一層獎勵を加へたる結果組合を設けて蓄積を爲すもの漸次増加の傾向を示せり、今三十九年末に於ける貯金の實況を擧ぐれば左の如し

(壹)

年次	現住人口	貯金人員	貯金額	一人平均貯金額	現住人口一人別貯金額
三十八年末現在	六四五、二七〇	一一九、八一四	二、一六八、三九二	一八、〇九八	三、三六〇
三十九年末現在	六五三、二〇九	一五〇、三三六	三、〇〇七、三二九	二〇、〇〇四	四、六〇四
前年と比較増	七、九三九	三〇、五二二	八三八、九三七	一、九〇六	一、二四四



土佐紀要  
右之内

一〇八

年次	貯金		貯金	
	郵便人員貯金額	銀行人員貯金額	貯金組合人員貯金額	貯金現在高
三十八年末現在	五三,二九三	六六,五三三	一,〇〇〇,六四〇	一一,五〇八,六六
三十九年末現在	六五,三四五	八四,九九一	一,〇〇〇,六四〇	一一,〇〇六,六八九
前年と比較増	一三,〇五三	一八,四六九	三三七,三三四	四九一,六〇三

(貳)

郡市名	貯金組合數	貯金組合人員	貯金現在高
土佐郡	三六	一,四六一	三二,九八六,九一八
幡豆郡	四〇	八一三	五四九,五三二,三八
高岡郡	六二	二,三三二	七,六六七,六一三
吾川郡	四一	八六四	三,七四三,一七九
長岡郡	一〇	一一四	五四六,四八七,六
香美郡	一五	九〇七	一八,一六六,九三〇
安藝郡	四二	一,二七九	一六,五八一,九六一

高知市	二二	八四〇	一,二〇〇,二三五
計	二六七	八,五九九	一〇,一〇九,一六〇

二、恩給其他諸給與  
年金恩給

種別	人員	金額
旭日勳章	一〇九	一四八
金鷲勳章	二,三三四	一,〇九一
文官恩給	一四八	五三
陸軍恩給	一〇九一	六
海軍恩給	五三	六
學校職員給	六	三,七三〇
計	三,七三〇	

扶助料及退隱料

種別	人員	金額
文官遺族扶助料	五〇	二
陸軍遺族扶助料	二,六八六	六
海軍遺族扶助料	五九	一六
學校職員遺族扶助料	二	二,八一九
巡査監守遺族扶助料	六	
巡査監守料	一六	
計	二,八一九	



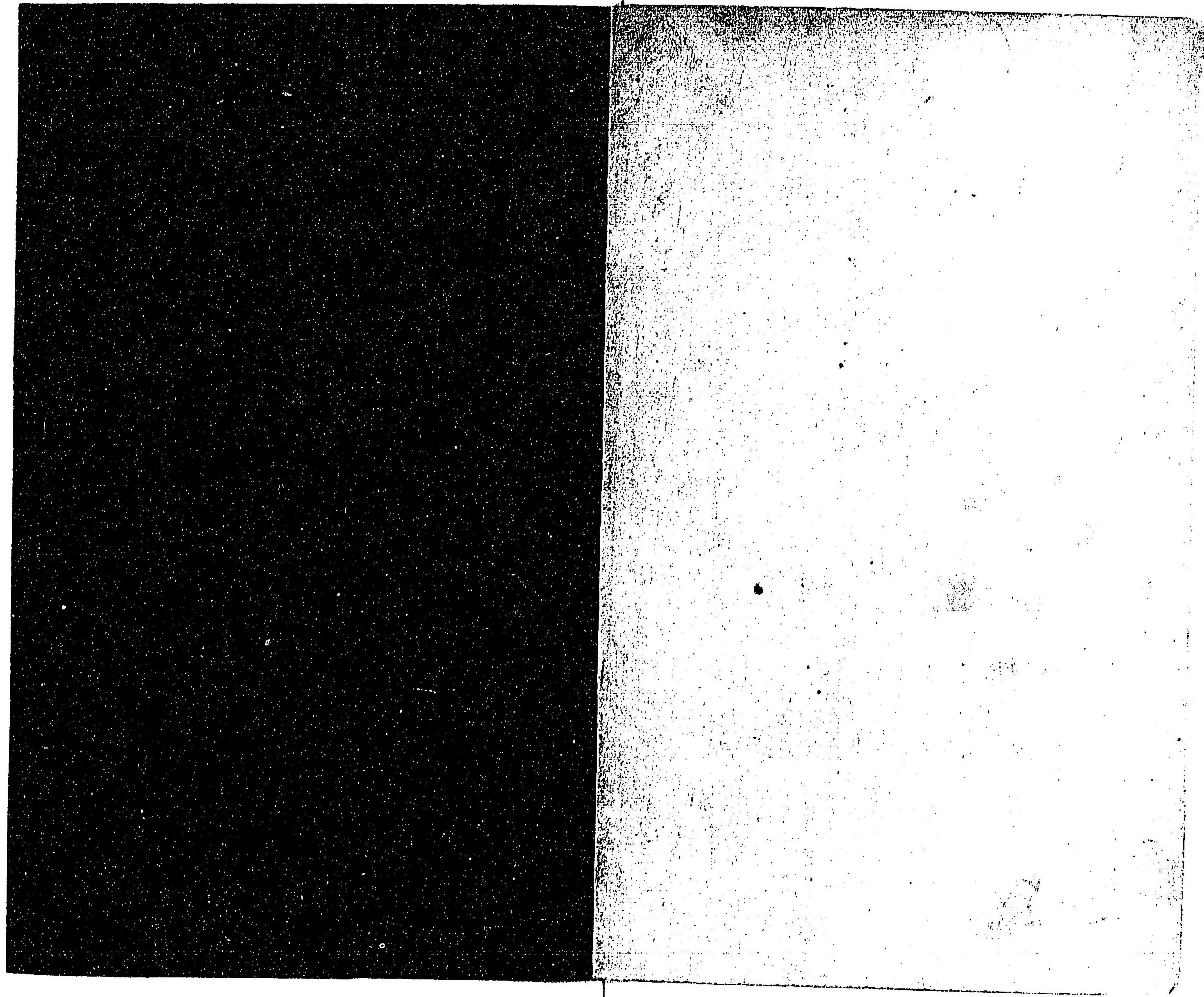
土佐紀要後編終

明治四十一年十月二十五日印刷  
明治四十一年十一月十八日發行

東宮殿下行啓高知縣奉迎會

印刷者 東京市日本橋區數寄屋町一番地  
田山宗堯

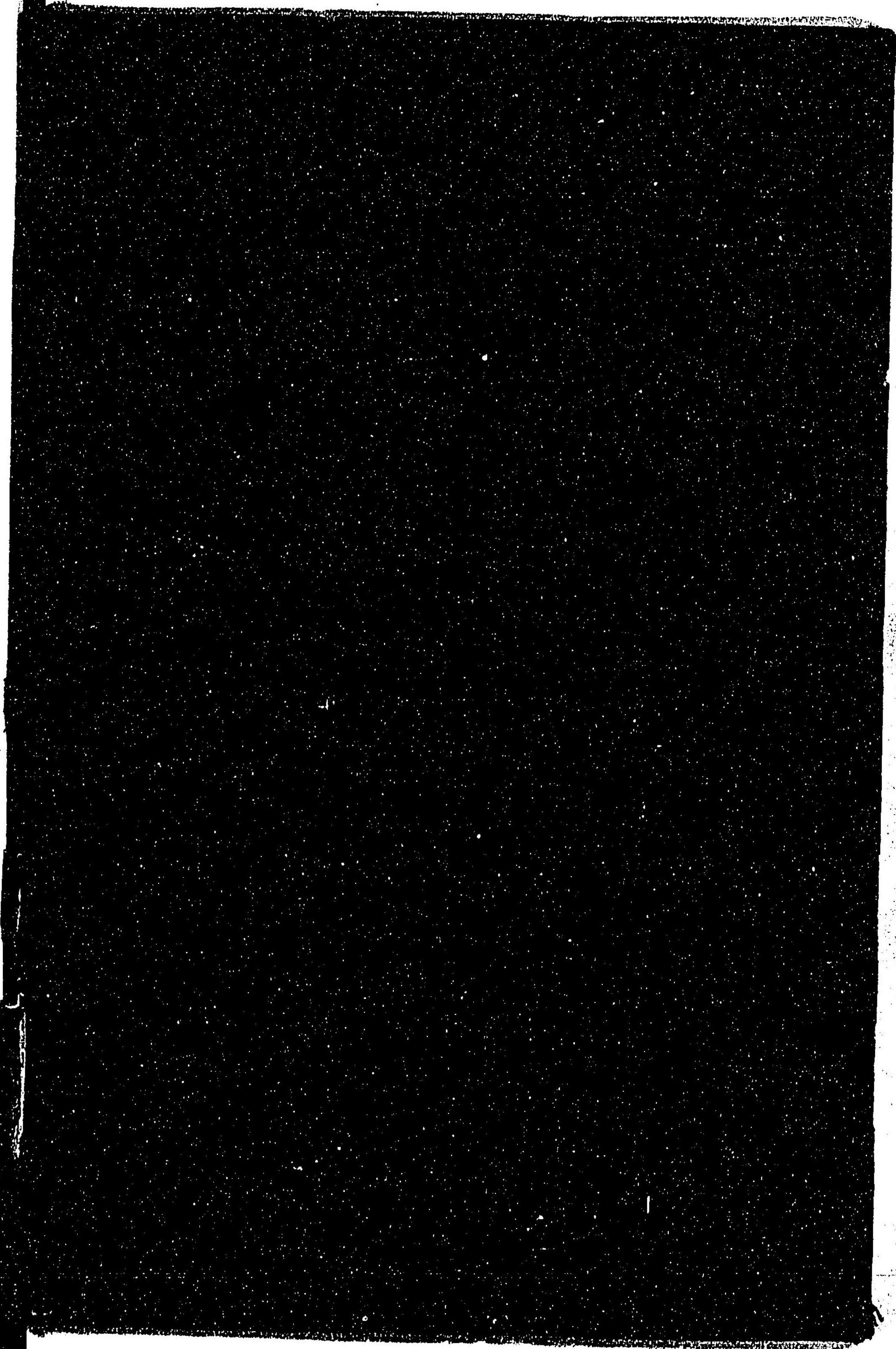






42  
16







64  
16

M

026113-000-9

64-16

土佐紀要

東宮殿下行啓高知県奉迎会／編

M41

ADC-3771





